

泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における ポピュレーションアプローチ業務仕様書

1. 業務名

泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におけるポピュレーションアプローチ業務

2. 業務の目的

本業務は、身体的フレイルのリスクを抱える高齢者を含む地域に暮らす高齢者に対し、健康チェック会を通じて、フレイル予防に関する指導・助言・啓発を行うことで、高齢者の健康維持・フレイル予防を促進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

3. 履行場所

泉佐野市各日常生活圏域（新池中圏域、第三中圏域、長南中圏域、佐野中圏域、日根野中圏域）（以下、5圏域という。）

4. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務の概要

身体的フレイル予防の意識づけ及び、行動変容を促すため、高齢者が自分の現在の健康状態に関心を向ける機会になる健康チェック会の開催をする。

6. 業務内容

（1）健康チェック会の周知案内及び問い合わせ対応

健康チェック会案内チラシを作成する。作成した健康チェック会案内チラシは、健康チェック会の日程の2か月前までに、各包括支援センター及び健康チェック会開催場所、市窓口計2500枚納品すること。各納品先への枚数は、市が指定する。

また、広報については、幅広く周知できるように、事前に市と協議した方法により行うものとする。

①広報媒体、周知媒体の作成及びそれに伴うに経費については、受注者負担とする。

②健康チェック会の問い合わせなどについては、受注者の対応とする。

(2) 健康チェック会の開催

市内の会場にて、地域の高齢者を対象とした健康チェック会を実施すること。

①健康チェック会の会場は、高齢者が参加しやすく、かつ不特定多数の市民の目に触れ、広報・啓発効果が高いと考えられる場所(例えばスーパー等の日常利便施設)を選定し、各5圏域で1回、合計5回実施すること。開催時期は、9月以降12月までとし、会場が特定の地域に偏ることのないよう留意すること。開催スケジュール・会場は受注者が提案し、市と協議の上決定する。

②開催時間は午前10時から午後4時までの間のおおむね5時間程度とする。

③健康チェック会の内容には、以下の(ア)～(オ)の内容を含め、必要な機材は受注者で負担すること。健診受診勧奨及び骨折転倒に関するフレイル予防啓発を目的とし、フレイル予防等に関心な高齢者の興味をひくような内容とすること。また、各健康チェック会の実施後、運営方法・実施内容の確認を行い、課題や改善点が明らかになった場合には、市と協議のうえ、適宜内容を修正し、円滑な運営につなげるものとする。

(ア) 健康測定

- a ①筋力に関すること、②骨粗鬆症に関すること、③体幹バランスに関することについて、各1項目以上とし、参加者が自身の健康状態や身体的フレイルのリスクを把握できる健康測定を実施すること。なお、血圧測定は必須とする。
- b 上記以外に身体的フレイルに関する運動機能の測定項目や使用器具がある場合は、受注者が提案し、市と協議の上、決定すること。
- c 測定項目は5圏域とも同じとする。
- d 測定の実施にあたっては、安全面に十分配慮すること。特に、運動機能測定は、必要な知識・技術を有する者が実施するものとし、理学療法士等の専門職が担当することが望ましい。ただし、専門職の管理または監督のもとで実施する場合も差し支えない。
- e 開催時間中に各圏域60名以上に対応できる体制を整えること。

(イ) アンケート作成・集計

アンケートを作成し、健康チェック会参加者全員に対し、実施し集計すること。内容については、事前に市と協議すること。

(ウ) 健康測定・フレイルチェックのフィードバック

(ア) の測定結果をフィードバックするためのツール(結果の見方及び結果に応じたフレイル予防のためのアドバイスを記載したもの)を受注者が作成する。参加者が健康チェック会をきっかけに、継続したフレイル予防の行動につながるように、測定結果を個別に説明すること。ツールの内容については、事前に市の確認を受けること。検査結果がフォロー基準値より低い人へは健康相談に案内する。フォロー基準については市と協議すること。

(エ) 医療専門職による健康相談

- a 会場内にプライバシーに配慮した相談スペースを確保し、医療専門職を1名以上配置して、参加者の健康や日常生活の不安に対する相談に対応すること。
- b 健康相談では、健康状態や生活状況等を聞き取りの上、医療や介護予防の支援の必要性をアセスメントすること。

⑤健康チェック会従事者

③(2)(エ)の従事者は、次のいずれかに該当する医療専門職とし、また業務遂行上必要な知識及び技術を有する者とする。

(ア) 保健師

(イ) 看護師

(ウ) 上記のほか、高齢者の健康増進やフレイル予防、必要な健診・医療・介護等への連携に関し、知識及び技術を有する者(例:医師、理学療法士、作業療法士等)

⑥会場となる施設との調整については受注者で行い、また、実施に伴う費用についても受注者にて負担すること。

⑦健康チェック会開催終了までの間は、受注者の責任において健康チェック会に関する問い合わせ窓口を設け、対象者から問い合わせがあった場合には対応すること。

⑧健康チェック会の注意事項

(ア) 従事者は、事業を実施するのに十分な人員（1回あたり6名以上）を配置すること。また、各回の健康チェック会における測定や健康相談ブースの配置、従事者の配置について、事前に市へ報告すること。

(イ) 安全を確保した上で、高齢者を積極的に呼び込み、健康測定や健康相談を行うこと。

(ウ) 参加者へ市の事業に関する情報提供をすること。内容については、適宜、市から受注者へ情報を提供する。

(オ) フレイル予防啓発リーフレットの配布

健康チェック会で配布する骨折転倒予防を含むフレイル予防に関する啓発の媒体は受注者が準備する。内容については市と協議したうえとし、受注者が費用負担をする。

7. 実施体制

(1) 受注者は、業務に係る実施体制(責任者、従事者等)を明確にし、契約締結後1か月以内に書面により市に報告しなければならない。また、年度途中で従事者等に変更があった場合は、速やかに市へ報告すること。

(2) 受注者は、従事者の労務管理及び健康管理を適正に行い、従事者に事故があったときは、代替要員を確保し、業務に支障がないようにしなければならない。

(3) 受注者は、従事者に顔写真付きの名札を着用させること。名札の様式については、事前に市の承認を得た上で、受注者が作成すること。

(4) 不測の事故の発生等に備え、事業参加者に対する損害賠償保険や傷害保険等に加入すること。

8. 業務のスケジュール

9月～12月の間に各5圏域で、1回ずつ健康チェック会を実施する。各5圏域ごとの提供順は、市と受注者で協議の上、詳細決定する。

9. 業務の実施について

(1) 事故やトラブルが起きた際には、速やかに市へ口頭及び書面にて報告を行うこと。

(2) 後述の保健指導・健康チェックイベント等の実施及び日時は、原則、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分の間とし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 業務の実施に当たっては、対象者が高齢者であることに配慮し、環境面等で安全対策を講じた上で業務を遂行すること。

10.業務完了報告

受託者は、事業終了後に業務完了届に加え、履行報告として、健康チェック会勧奨数、参加者数、健康チェック会の運営時の状況、実施状況から見える地域（市全体及び各圏域ごと）の健康課題、結果の分析今後の方向性を提示する様な内容を、業務の目標や評価指標の達成状況も踏まえ、市に対し、1月に報告書を用いて報告を行うこと。報告書の内容は、事前に市の承認を得ること。報告は対面形式で行うこととし、受注者が本市に訪問すること。その際の費用については、受注者の負担とする。本市は、業務完了届、履行報告書を受けたときは、履行状況の確認を行うための検査を行い、当該検査の結果を受託者に通知する。

(1) 納品物の確認

受託者は、以下に定める納品物を本市へ納品する。様式はすべて本市と協議の上決定することとする。

①指導対象者に関する物品

- ・各種周知・啓発使用物品
- ・相談者データ入力リスト（氏名、ヨミガナ、電話番号、性別、生年月日、指導履歴など）
- ・指導内容に関する記録用紙（指導対象者ごとに作成したもの。）

11.業務マニュアルの作成

受注者は、健康チェック会の運営、個人情報の取り扱い及びその他必要なマニュアルを整備する。作成時期は、契約締結後、1か月以内とする。内容は、事前に市の承認を得ること。

1 2. 打合せの開催

業務の進捗状況について報告、問題点の整理、業務改善及び企画提案等を行うため、市と適宜協議するものとする。対面で行う場合は、受注者が市を訪問すること。その際の交通費等必要な費用は、受注者が負担すること。

1 3. セキュリティ要件

(1) 再委託の制限等

- ① 業務の全部又は大部分もしくは主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。
- ② 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)により業務を履行しようとする場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先選定理由その他市が必要と認める事項を届け出て、あらかじめ承認を得ること。
- ③ 再委託をする場合は、その契約後、当該業務に係る受注者と再委託先との契約書の写し又は受注者と再委託先との業務委任の内容を証するものとして市が指定する書類を提出すること。また、提出した書類の記載内容に変更が生じた場合は、その旨を記載した書類を再提出すること。
- ④ 受注者は、前項に規定する場合において、当該再委託先に対して受注者と同様の責務、管理義務及び秘密の保持の義務を負わせること。

(2) 秘密の保持

- ①当該業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約に係る業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。
- ②市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- ③市が提供したデータは、当該委託業務を実施する目的のために用いることとし、市の許可なく複写又は複製してはならない。なお、データを消去した場合は、消去したことを証明する書類を提出すること。
- ④当該委託業務を再委託をもって履行する場合は、再委託先に対し、①～③に規定する義務を負わせ、その遵守を監督すること。

(3) 管理責任体制

- ①データ保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。
- ②プログラム管理責任者、機械操作責任者、記録媒体責任者等の各部門における責任体制を確保すること。

(4) データ管理

- ①プログラム、磁気テープ、出力帳票の管理について、管理簿等による適切な管理を行うこと。
- ②プログラム、磁気テープ等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が講じられていること。

③重要なファイルについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策が講じられていること。

④データを扱う PC についてマルウェア対策として脆弱性の解消、ウイルス対策ソフトの導入、ファイアウォールの設置、Web フィルタリング、不審メール対策等を行うこと。

(5) 施設管理

①個人情報が含まれるデータはすべてパスワードを設定し管理すること。

②個人情報が含まれる紙媒体は、鍵のかかる保管庫で管理すること。

③保管庫、作業室等の入退室の規制措置が図られていること。

(6) 個人情報保護方針等の策定

①業務の遂行にあたっては個人情報の保護に関する法律をはじめ、各種法令及び規則、泉佐野市情報セキュリティポリシー、別紙個人情報取扱注意事項等を遵守すること。

②個人情報の保護に関する法律およびその他関連法に基づき、個人情報保護方針やプライバシーポリシー等を策定していること。

③上記②について、市が確認を求めた場合は、②の内容を記載した書類を本市へ提出すること。

14. その他の特記事項

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)の趣旨に基づき、「不当な差別的扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、適切な対応に努めること。また、業務の中で受けた障害を理由とする差別に関する相談等は、別に指示する方法により報告するものとする。

(2) 受注者は市が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。

(3) 火事や地震、台風等の風水害その他非常災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき、あるいは非常災害等により交通遮断が発生したときの対応については、市及び受注者双方が協議して定める。また、特別警報又は暴風警報が発令されたときは、健康チェック会は中止とし、対象者への周知対応に努めること。

(4) その他、業務仕様書に定めのない事項については、市と受注者が協議して定める。

【特記事項】

(別紙)

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不当介入に関する報告等)

第2 受注者及び下請負人等（泉佐野市暴力団排除条例第7条第1号及び第2号に規定する者）は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員及び暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、速やかに市に報告するとともに所轄の警察署へ届け出なければならない。